

# 記載要領

様式第4の口(第4条、第5条関係)

## 屋内貯蔵所構造設備明細書

事業の概要		<b>1</b>									
<b>2</b> 建築物の構造	階数				建築面積				延べ面積		
	壁	延焼のおそれのある外壁			柱				床		
		その他の壁			はり				屋根又は上階の床		
	窓				出入口				階段		
		軒高			階高					m	
<b>3</b> 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造		階数				建築面積			延べ面積		
		建築物の構造概要									
架台の構造		<b>4</b>									
採光、照明設備		<b>5</b>									
換気、排出の設備		<b>6</b>									
電気設備		<b>7</b>									
避雷設備		<b>8</b>									
通風、冷房装置等の設備		<b>9</b>									
消火設備		<b>10</b>									
警報設備		<b>11</b>									
工事請負者住所氏名		<b>12</b> 電話									

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

## 記載要領

### [ 屋内貯蔵所構造設備明細書記入要領 ]

1. 「事業の概要」欄は、事業の内容について具体的に記入する。
2. 「建築物の構造」欄は、次により記入する。
  - a 建築物全体が屋内貯蔵所の場合は、各項目に建物構造を記入する。
  - b 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも屋内貯蔵所の用に供する部分の構造を記入するものであり、記入方法は次のとおりとする。
    - ・ 階数 - 設置する階を記入する（例：5階建ての2階部分）。
    - ・ 建築面積、延べ面積 - 設置する部分が単独で地盤面上に設けられているとみなして面積を記入する。
    - ・ 屋根又は上階（他用途部分）がある場合は上階の床、構造を記入する。
3. 「建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造」欄は、次により記入する。
  - a 建築物全体が屋内貯蔵所である場合は、記入しない。
  - b 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも建物全体についての建物構造を記入する。
4. 「架台の構造」欄は、架台の材質、設置台数を記入し、自動式ラックの場合はその旨を併記する。
5. 「採光、照明設備」欄は、設置する採光及び照明設備の種類等の概要を記入する。  
（例）「窓白熱電灯（d2G4）2灯」
6. 「換気、排出の設備」欄は、換気又は排出の別、材質、個数、防爆仕様、引火防止網の有無等を記入する。
7. 「電気設備」欄は、照明設備以外の設備についてその概要を記入する。  
（例）「点滅器（防水型）を屋外に設置する。配線は金属管工事とする。」
8. 「避雷設備」欄は、例えば「JIS A4201による突針3本」又は「独立架空地線」等と記入する。
9. 「通風、冷房装置等の設備」欄は、クーラー（防爆型）等と記入する。
10. 「消火設備」欄は、例えば「第3種二酸化炭素消火設備（全域）」、「第5種（粉末ABC消火器3.5kg）3本」等と記入する。
11. 「警報設備」欄は、例えば「加入電話」、「自動火災報知設備」等と記入する。
12. 「工事請負者住所氏名」欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入する。